

議 第 4 号

デジタル人材の育成強化に向けた地方
の高等教育機関への支援の拡充を求め
る意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣 あ て
文 部 科 学 大 臣
デ ジ タ ル 大 臣
デジタル田園都市国家構想担当大臣
内閣府特命担当大臣（地方創生）

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

我が国では、近年、情報科学やA I、データサイエンスを活用する高度なデジタル人材が質・量ともに不足しており、デジタル技術の活用により地方活性化を加速する方針を定めたデジタル田園都市国家構想や地方創生の推進の観点からも、高等教育機関におけるデジタル人材の育成が進められてきた。

一方で、政府は、平成30年から地方における若者の修学促進を目的とし、東京23区内に所在する大学の学部等を対象に収容定員の増加を抑制してきたが、本年6月、デジタル人材の育成を喫緊の課題と捉え、情報系学部等の一部について、この規制に係る例外措置を講じ、定員増加抑制の対象外とすることによって、デジタル人材育成の加速化を図ることを決定した。

今回の決定は、地方大学でデジタル人材育成の体制が整うまでの臨時的な措置とされるが、地方から東京圏への若者の流出とそれに伴う地域の活力低下が懸念され、地方では農業等の産業・医療・交通分野におけるデジタル化のニーズが依然として高いことから、地方のデジタル人材の育成を図るための高等教育機関の整備の迅速な取組が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、デジタル人材の東京圏への集中を促すのではなく、地方の若者の流出を防ぐためにも、地方大学等が新たに情報系学部等を設置する際の財政支援や、デジタル分野の実務家教員の地方大学等への派遣の促進等、デジタル人材の育成強化に向けた地方の高等教育機関への支援を拡充するよう強く要請する。